

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険の保険給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

潮来市は、国民健康保険の保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏れいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県潮来市長

公表日

令和6年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の保険給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に関する法律等の規定に則り レセプトの管理、申請書の受理、高額療養費や療養費等の現金給付、高額介護合算、外来年間合算の 証明書発行、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに 接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	国保給付管理システム 統合宛名システム 医療保険者等向け中間サーバー等 国保情報集約システム 国保総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国保給付ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十 一日法律第二十七号）第9条第1項、別表の第44項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で 定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号）第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表の第2、69、70項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣 府・総務省令第七号）第4条、第71条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表の第2、3、6、42、56、65、69、83、87、115、125、137の項 並びに内閣府・総務省令第七号 第4条、第5条、第8条、第44条、第56条、第66条、第71条、第84 条、第89条、第117条、第127条、第139条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 総務部 総務課 TEL(0299)63-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 市民福祉部 市民課 TEL(0299)63-1111(代表)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書	[]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民福祉部保険年金課	市民福祉部市民課	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 川井 恒夫	市民課長 今泉 典子	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	潮来市市民福祉部保険年金課 茨城県潮来市 辻626番地 TEL.0299-63-1111(代表)	潮来市市民福祉部市民課 茨城県潮来市 辻626番地 TEL.0299-63-1111(代表)	事後	
平成27年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に関する法律等の規定に則りレセプトの管理、申請書の受理、高額療養費や療養費等の現金給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認	における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。 ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 番号法の別表第二を基に国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	事前	
平成29年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国保給付管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	国保給付管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 今泉 典子	市民課長 長谷川 哲也	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 長谷川 哲也	市民課長	事後	
平成30年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年9月1日時点	事後	
平成30年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年9月1日時点	事後	
令和1年6月30日	IV リスク対策	—	「リスク対策」様式変更に伴う追加	事後	
令和1年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成30年9月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和1年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報保護情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年9月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和1年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国保給付管理システム	—	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。 ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 番号法の別表第二を基に国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	国民健康保険法に関する法律等の規定に則りレセプトの管理、申請書の受理、高額療養費や療養費等の現金給付、高額介護合算、外来年間合算の証明書発行、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	事後	
令和2年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	国保給付管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 総合窓口システム	事後	
令和2年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第30項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第30項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第24条	事後	
令和2年6月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の42、43の項	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、42、43項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第2条、第25条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、26、33、39、42、58、62、80、87、97の項 並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第49条	事後	
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成31年6月1日時点	平成32年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報保護情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成31年6月1日時点	平成32年6月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国保給付管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 総合窓口システム	国保給付管理システム 統合宛名システム 医療保険者等向け中間サーバー等 国保情報集約システム 国保総合システム	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成32年6月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報保護情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成32年6月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、42、43項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第2条、第25条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、26、33、39、42、58、62、80、87、97の項 並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第49条	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、42、43項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第2条、第25条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、26、33、39、42、58、62、80、87、97の項 並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第49条	事後	
令和4年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年7月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年7月1日時点	事前	
令和5年6月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和5年6月16日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第30項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表の第44項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第24条	事前	
令和6年6月28日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、42、43項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第2条、第25条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、26、33、39、42、58、62、80、87、97の項並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第49条	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表の第2、69、70項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第4条、第71条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表の第2、3、6、42、56、65、69、83、87、115、125、137の項並びに内閣府・総務省令第七号 第4条、第5条、第8条、第44条、第56条、第66条、第71条、第84条、第89条、第117条、第127条、第139条	事前	